明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部を改正する規則（最高裁九）　一

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六〇）　二

〔告　示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務五一二）　三
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産二二七二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二二八六～二二九二）　四
○保安林の指定をする件（同二二七三～二二八五）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通一〇五三）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇五四～一〇五六）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八六～一八九）　七
○浄化槽の型式の認定を更新した件（関東地方整備局三五六）　七
○道路に関する件（中部地方整備局一二五）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　岩手県　栃木県　長野県　山口県　仙台市　堺市　九

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕
官庁事項
文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について（文部科学省）　二
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　二
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二

〔公　告〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他
会社法第四七二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇三条第一項の届出、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価準備書の縦覧・説明会の開催関係　二三

最高裁規則

最高裁判所規則第九号

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月十四日

最高裁判所

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部を改正する規則

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「法第三条」を「法第三条等」に改め、同条中「法第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「同項」を「これらの項」に改める。

第四条の見出し中「法第三条」を「法第三条等」に改め、同条中「法第三条第一項」の下に「及び第三条の二第一項」を加え、「及び同項」を「並びにこれらの項」に改める。

第五条の見出し中「法第三条」を「法第三条等」に改め、同条中「法第三条第六項」の下に「（法第三条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条中「、区」の下に「又は総合区」を加える。

第二十六条第一項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　裁判長（法第二条第三項の決定があった場合において、同項に規定する合議体が構成されるまでの間は、裁判官。次項、次条第一項及び第四項、第三十一条第二項、第三十五条第一項第一号及び第二項第二号並びに第六十一条第一項第一号及び第二項第二号において同じ。）が法第三十三条の二第二項の規定による告知をしたときは、その旨及び次に掲げる事項

イ　告知を受けた裁判員候補者の氏名

ロ　当該裁判員候補者に対して明らかにされた被害者特定事項の項目

第二十六条第二項中「（法第二条第三項の決定があった場合において、同項に規定する合議体が構成されるまでの間は、裁判官。次条第一項及び第四項、第三十一条第二項、第三十五条第一項第一号及び第二項第二号並びに第六十一条第一項第一号及び第二項第二号において同じ。）」を削る。